

# 加賀藩陪臣森田家の家訓とその成立について

深井 甚三

## On the Family Precepts and its Formation of the rear Vassal Moritas of Kaga clan

Jinzo FUKAI

キーワード：武家，家訓，加賀藩，陪臣，下級武士

keywords：Samurai, Family Precepts, Kagaclan, Rear Vassal, Low-class Samurai

### 一、はじめに

2008年初めに富山湾の芦崎地区で発生した寄り廻り波災害を契機にして行われた寄り回り波の共同研究に参加した。また、近年の日本列島をめぐる地震災害を初めとする自然災害の頻発や環境変動の状況を見聞きするにつけて災害の問題に無関心ではいられない状況となっている。かくして加賀藩を初めとしたその本藩・支藩のいわば前田藩領社会に生きた人々の暮らしをゆさぶった災害など環境変動やそうした災害などの苦難を生き抜いていく人々の暮らしの問題を考える必要性を認識することになった<sup>(1)</sup>。

近世社会が成立して以降、人々はその生活を守り発展させるために、その所属する村町やイエを基盤にして様々な取り組みをしてきた。庶民の間でもイエが成立し、彼らの上層部分においてもイエ維持のために様々な努力が重ねられたことは周知の点である。そして、彼らの生活を脅かしたのは、いうまでもなく前記の災害であった。また気候変動による凶作・凶漁の打撃などもあり、さらに個人的な健康問題に加え生活のゆるみなどもあれば、町人・農民のイエの没落をひきおこした。こうした事情から町人や農民の間でも、大名など武家だけでなく、その上層部分には家訓を定めてイエの没落を阻止し、イエの永続、繁栄をはかることが広くみられたことは周知の点である<sup>(2)</sup>。

こうした武家や上層町人・農民の家訓などはすでに多くの書物に取り上げられている<sup>(3)</sup>。これまでの家訓の研究によると、近世の大名家の家訓が家臣の生き方、生活をも規制し、これに従うために家臣が家訓を設けることは一般にみられないとされている。

ただし、これには学者などの一部例外もあるとされている<sup>(4)</sup>。前田藩領社会では加賀藩主の家訓についてはよく知られている<sup>(5)</sup>。また、これまで藩士の成文化された家訓はもちろん、成文化されていない伝承形式で伝えられるような家の掟については具体的に知られていないが、こうしたものの存在について改めて見直してみる必要がある。

ここ近年、筆者は前田藩領社会における絵図作成について取り組んできたが<sup>(6)</sup>、この中で絵図作成の名人とされた、富山藩医藤井半智こと遠近道印の弟子である元禄期の加賀藩兵学者有沢永貞と近世後期の加賀藩中級武士の実学者遠藤高環の作成した家訓の存在を知った。また、加賀藩陪臣の興味深い家訓が森田柿園の家で作成されていることも知った。

有沢永貞の家訓は「永貞家訓抄」<sup>(7)</sup>と名付けられたものであるが、これは元禄11年(1698)「自修若壮老学術記」という題で、子孫のために書き記された自伝的な要素も持つものであった。遠藤の家訓「私家条目」<sup>(8)</sup>は天保7年(1836)にまとめられた、質素儉約など生活訓としての内容を持つものの、先祖を重んじ、主君への忠誠など家臣としての生き方も取り上げるものであった。前記のように幕臣・大名家臣の場合は例外的に学者に家訓がみられるとされる点で加賀藩の場合も同様であり、森田家も当主に歴史学者といえる人々を生み出した家であったが、同家は有沢家や遠藤家と異なって、陪臣の家筋であったことに特徴がある。

森田家のこの家訓は安政4年(1857)に茨木家家臣の森田平次こと柿園が巻物に仕立てて「家のおきて」<sup>(8)</sup>の表題をつけてまとめたものである。ただし、この家訓は柿園が作成したというものではない。それは森田家4代目盛昌がまとめた家の掟をその後の

安政4年に9代目良郷が箇条書にまとめ直して、さらにそれを10代目当主の柿園が「いえの掟」と名付けて卷子本に仕立てたもので、しかも柿園はその後に追加禁制をこれに付記している。

本稿ではこの貴重な史料により、これまで知られていない加賀藩陪臣のこの家訓について、その成立とその後の継承と整備について把握し、その歴史的背景を考え、また陪臣の家が作成したその家訓の特徴というものを明らかにしてみたい。

なお、柿園は安政4年に主家茨木家(2050石)より父の遺知40石を与えられた陪臣の下級武士であったが、歴史に関心をよく持ち、藩や藩領の歴史に関する史料も収集し、明治に入っては藩関係の歴史についての書物を多数著し、石川県郷土史の基礎を築いた歴史家として評価されている人物である<sup>(9)</sup>。

## 二、森田家の家訓

森田柿園の出た森田家の歴代は表の通りである。森田家は初代良明より加賀藩士中村重政家に仕えた陪臣であった。6代目昌信が42歳で亡くなり、その子が13歳で家督を継いだものの16歳の年に中村家から暇をもらって叔父方に寄食することになった。この結果一族相談の上、加賀藩士茨木道啓の家臣で

あった弟昌顕が昌信の妻を嫁にして森田家を継いで7代目となったのである。以後、森田家は柿園まで茨木家に臣従する陪臣の下級武士であった。

森田家の中でも柿園のような人物を生み出した基礎となる人物が四代目の盛昌である。彼は加賀藩の事跡をまとめた「菅家見聞集」の校合や「自他群書」を著すなど歴史の仕事を残した人物である。その後よく学問をした人物に柿園の父、森田家9代目の良郷が出た。彼は盛昌の影響から盛昌の「咄随筆」や「漸得雑記」に倣い「続咄随筆」「漸得雑記」を執筆している。また、良郷は「泰雲公御年譜」を書き著すなど歴史家としての仕事を行っている。このような先祖や父の影響を強く受けて歴史家柿園は森田家から現れたのである。なお、4代目から良郷までの森田家当主も学問をしなかったわけではなく、若干であるが彼らの書き写した書籍も知られている。

さて、同家の文書・書籍の主は石川県立図書館に収蔵されているが、金沢市立図書館玉川図書館近世史料館に小稿で紹介する「家のおきて」は所蔵されている。これは前記のように巻物に仕立てられた文書で、森田家にとりやはり貴重な文書のためにこのように仕立てられたのである。縦18.0センチ・長さ130.5センチで、その本文は次の通りである。

### 家のおきて

吾家四世小兵衛盛昌老名西岸大人ハ元禄前後の時世、其為人謹直篤実にて元祖以来の家風を守り文武両道に心懸篤く質素節儉を旨とし、榮耀奢侈を堅く禁し、経済を能く工夫して勝手所帯向をはつまやかにし、子孫永続家の繁栄を思慮して、世俗の旧習を離れて金銭の貸借を禁断せられ、親類縁者ハ勿論、他人の手前よりも金銀米銭等を調達せず、若シ我手元に遊金有之とも貸遣さず親類縁者等より難題を申懸る時ハ、其事に應じて助力をなし、貸遣す事ハ品よく相断り、若シ不差引ニ相成時ハ必ず義絶の基ひなる故なり、又内輪暮シ方入用野菜物等の代価ハ勿論都て買上物の代価ハ成るへく現金に仕払ひ、若シ自然かけに相成時ハ金銭出来次第是より持参致し、延引遅滞の挨拶を述て置べし、又非常の事ニて金銀入用の時ハ無尽講頼母子を取立僅の入費不足の節ハ家内一統着替の衣服を売払ひ、其代価ニて弁用之替り衣服は必ず金銭の都合次第速に弁償すべし、衣類諸道具等を質入にする

表 森田家歴代

代	諱	通称	号
1	良明	三郎左衛門	
2	良政	三右衛門	
3	康政	有馬大吉、元和7養子となる、嘉永6小兵衛、万治元久右衛門	
4	盛昌 (初め自参)	天和3平之丞、元禄5小兵衛、享保16隠居西岸	簾雨斎
5	常昌	幼名与三次、正徳3平ノ佑、享保頃三郎左衛門、享保16小兵衛、宝暦9隠居定運	
6	昌信	幼名与三次、元文頃平ノ佑のち三郎左衛門、宝暦9小兵衛	
7	通顕	幼名小膳、寛保末右内、宝暦初武右衛門、寛政7隠居通顕	鶴犀
8	修陳 (初め成之)	岡田幸助、寛政5養子となり作左衛門、天保元隠居退翁	里水
9	良郷 初め常通 弘化3迄	山川小次郎、文化元養子となる、文化2武右衛門、文政5大作	翠園、互扇 有隣斎
10	良見 (初め常孝)	ママ 森田柿園年譜	黄竜、柿園
11	良樹	外与吉	霞園、祥雲

備考：石川県立図書館編刊

『森田家文庫目録』1996年より

事ハ堅く禁断せらる、以上の条件をハ吾家第一の禁制子孫迄代々相続人の掟とせられたり、故に五世定運大人以来代々是を守るを吾家相続人心得方第一の龜鑑たるよし、七世通顯大人より八世退翁大人へ遺言せられ、退翁大人より我父翠園大人へ遺言し給へり、猶子々孫々心得違へなきやうにと心得方をハ今ヶ條書になしたりと仰せられ一覽せしめ給ふ條数書左の如し

家掟條目

- 第一 大酒暴食なすべからず  
身を害する乃基ひなり
- 第二 たまさかに二三献こそ薬なり  
是も毎夕吞はよからず
- 第三 粗食節儉第一なり  
身の分限をおもふべし
- 第四 人の金銀を借るべからず  
不経済の第一なり
- 第五 我が金銀を貸すべからず  
勝手不如意の基ひなり
- 第六 買かゝりハなすべからず  
皆現金に払ふべし
- 第七 何事もつゝまやかにぞ暮すべし、すえ繁昌のもとひなりけり

以上七ヶ條

かき残す言の葉草を我家のおきてとなして世々に伝へよ

良郷

右家掟條目書安政四年丁巳の五月初頃下書のまゝ見せ給ふ、予取敢ず写取置ける處、同月十五日の暁天聊の煩ひもなく俄に頓滅し給ひけり、此年の春比より死期をハ自悟し給ひけるにや、不要の書物共をハ悉く反故となし、或ハ火中せられたり、右條目書も一時の興に依て草案をなし見せ給ふて後火中の内に入交りたりけん、見當らず残念の事なりしと吾慈母妙悦殿も仰せられたり故に、今子孫の為めにその写をなし、翠園大人の遺言の趣も誌置ものなり

安政四年六月五日

平之佑良見

謹書（花押）

（以下朱書）

追加禁制

- 一、家之貯蓄金ハ必ず郵便局へ振込置へし、此外諸銀行或ハ金満家等へハ一切振込こと

家之嚴禁と心得ふへし

この「家のおきて」は安政4年（1857）6月5日にまとめられたものの、この巻物自体はその後に追加禁制が付加されている。その内容が郵便局の貯金であることから明治に入ってから付記となる。これは筆が若干ことなり追記とみられるので、卷子本成立自体は幕末安政4年のこととみられる。そして、これをまとめたのは史料末に記載されているように平之佑良見こと森田柿園であった。

「家のおきて」の書き出しは先祖の盛昌についての記事から始まり、まず彼が定めた「吾家第一の禁制」につき記載する。これは成文化されていたわけではないようであるが、その後代々「吾家相続人心得方第一の龜鑑」とされていたことがこの史料の中程に記されている。そして、この禁制を第9代当主翠園こと良郷が安政4年5月初めに7ヶ條の簡条書「家掟條目」にまとめており、その後子柿園がこの条目に追加禁制を1簡条付加したことを、上の記事のすぐ後に記載している。以上のように、この「家のおきて」は陪臣森田家にて定められた家訓が幕末の安政に簡条書に明文化され、成立したこと、ただしそれ以前に4代目当主が定めていた成文化されていない家掟が成立していたこと、さらに簡条書の家掟は柿園が明治に入って1簡条を加えたことがわかる内容のものである。そして、この4代目以来代々受け継がれた家訓を「家のおきて」の題名にて彼が巻物にまとめたのが、この史料「家のおきて」であった。

この史料によると、家の掟を盛昌は森田家第1の禁制として、子々孫々まで守る相続人の掟と定めたという。このため5代目常昌より以降の森田家の相続人である当主の心得方における第1番の規範にしたと柿園は記載している。また、7代目通顯より8代目修陳、さらに柿園の父である9代目良郷へこれが遺言とされ、そして良郷は子々孫々まで心得違いの起こらないように、この家掟を簡条書き、つまり内容を条項に整理した家訓にまとめ直したと柿園は記載する。以上によれば森田家の家の掟は相続に際して後継の相続人へ伝えられていったのであり、盛昌のこの掟をまとめたのも彼が跡を5代目に受け継がせる時期、つまり享保16年の頃であったことになる。そして、この掟がより明確に子々孫々に継承されるようにと9代目が7簡条の家訓に整

理、まとめ直したのである。もっとも、9代目が家訓にまとめようとしたのは、柿園によると9代目が安政4年の春には死期がせまっていたことを認識しており、これまでの当主のように遺言を伝えるためであった。柿園が見たのは下書きで清書の正文は残されなかったが、後継者の柿園はこの写を正式な家訓として取り上げられるとしてこの巻物を仕立てたのであった。この巻物を仕立てたのは良郷が5月15日に急死したすぐ後、半月後の翌月6月5日のことであった。

さて、最初に森田家の家訓をまとめた4代目盛昌が元禄前後の人とこの史料は記すが、彼が没したのは享保17年(1732)、66歳の年である。盛昌が家督を継いだのは貞享4年(1687)の21歳の年で、亡くなった父康政の跡を継いで藩士中川長吉の家臣となった。元禄時代には高山城在番の務めを果たした主人に従っている。享保10年(1725)に新知40石を与えられ、同16年に致仕している。彼の青年時代は元禄時代であり、40・50の壮年時代は宝永から享保の時期、つまり経済発展をみた元禄時代が終わり、元禄地震・宝永大地震により経済が停滞していった時代であり、幕府や諸大名が年貢米の価格低下で財政に危機を感じる時代となっていた。加賀藩も元禄時代に藩財政を悪化させて、享保期には足軽の家の出であった大槻伝蔵を登用して改革を試みた時代であった。

本史料によると盛昌の生き方を詳しく記しているが、これは柿園が大変に彼を尊敬していただけではなく、柿園が直接に薫陶を受けた父の影響、さらには森田家にとり加賀藩の中でも優れた文化的仕事を成し遂げた文武両道に秀でた人物に対する尊敬、敬慕の念がその後の子孫に大きな影響を及ぼした結果といえよう。柿園によると、盛昌は謹直篤実の人で、元祖以来の家風を守って、しかも文武両道に心を砕き務めた人、つまり武士の鑑的な人物ということであった。盛昌の「咄随筆」などの仕事をよく調べておられる子孫の鈴木雅子氏によると、彼は「文武に達し、武田流の兵法を出口伊左衛門政信に、柔術を東美源内宣名に学び、それぞれ指南免許状を受け、他に槍術、馬術を学び、余暇に画をよくし、簾雨齋と号した。心を風月に寄せ、連歌を翫び、群書を涉獵」したという。

「家のおきて」にもどると、文武両道の嗜みに続いて、盛昌は質素・儉約を旨とし、栄耀・奢侈を固

く禁じるという、少なくとも中期以降の武家に一般的に考えられる近世の中下級武士にみられた生き方を信条としていた。そして、それだけではなく、盛昌は「経済を能く工夫」して家計をつつましくして、家が永続し繁栄するように考えて、世間の旧習に呑まれることなく、親類縁者はもちろん他人との金銭や米穀も貸し借りすることを禁断としていたという。もし手元にお金の余裕があっても他人へ貸すことはないが、ただし、親類縁者などより難題を申しかけられた時だけは、その内容に応じて助力するために与えることはあっても、上手に断って貸すということではなかったという。これはもし返却されなかった際に義絶するきっかけとなるためという。

また、内輪の生活に必要な費用や野菜などの代金はもちろんのこと現金支払いとするという。もし、自然に掛け売りとなってしまった場合はお金が出来次第、当方から持参して、支払いの遅れについて挨拶をするべきとする。江戸時代はもちろん、戦前まで掛け売りが日常生活にもみられたのに、盛昌は現金支払いを原則とするように心がけたわけである。いうまでもなく、他人への依存をできるだけ避けることを重視するためである。当然に緊急な入費の必要という非常事態があるので、そのために無尽講や頼母子を設けるようにし、また僅かの入費不足の場合は一般に衣類諸道具を質入れすることになるが、彼はこれを厳禁している。このような際には着替えの衣服を処分してその代金に当て、代わりの衣服は金銭の都合のつく範囲ですみやかに整えるようにしている。以上の内容を森田家第一の禁制として、子々孫々まで守る相続人の掟と盛昌は定め、5代目より以降における森田家相続人の心得方第1番の規範としている。

「家のおきて」には上の記載に続いて、7代目通顕より8代目退翁へ、さらに9代目である柿園の父翠園へと代々遺言されたと記載する。そして、「子々孫々心得違へなきやうにと心得方をハ今ヶ條書になしたりと仰せられ」父が柿園に條数書を見せたとする。以上によると、盛昌の遺言は口頭ではなく、文書に記録されて引き継がれていったように考えられるのであるが、残念ながらこれは残されていない。ただし、いずれにしても「家のおきて」の前半部に記載された内容であることは間違いない。

さて、9代目良郷は子々孫々まで心得違いの起こらないように、この家掟を7箇条に箇条書きして

整理した家訓をまとめた。箇条書きとして条文化すれば子孫が守るべき事柄が一段と明確になるためである。しかしながら、この条文は盛昌の遺言の内容からみると、その方針を継承するものの、具体的な事柄は翠園が判断して書いたものといえる。

かくして翠園によりまとめられた条項には、武士としての生き方はもちろん、陪臣としての務めに関する記載もなかった。この第1条が大飲暴食の禁止、2条はこれに関連して飲酒の節制であり、これらは健康を守るためでもあった。3条も1条に関連する粗食のすすめとなっているが、家計費を抑えるためでもあり、この条項には節約・儉約の戒めが付されている。その理由は分限、つまり家の経済力に見合う暮らしを行うためである。4条は借金の禁止、5条は他人への金銀貸し付け禁止の条項で、家の経済が破綻をしないようにとの趣旨の付記があるが、盛昌の掟の方針にあったお金の貸借で発生する他人とのトラブル防止についてはふれていない。6条は懸けによる物の購入の禁止、現金購入の定めで、7条は慎ましく暮らすことの定めで、これにより家が繁盛するとしている。この家訓7箇条は極めて簡潔、簡明な内容で、しかも家族の健康と家計を守り、家が末永く繁栄するための質素、節約に慎ましく生活する暮らしを子孫に求めたものであった。また、飲酒関係の規制が冒頭と次の条の2箇条に及んでいることが示すように、この家訓はなによりも家の当主への戒めとして定められているものであった。武家の家の暮らしぶりや家計の基本的なあり方を決定するのは当主であり、それ故にこのような生活訓の家訓が作られることになったわけである。

### 三、おわりに

大名家では早くから家訓を設けるが、家臣はこの家訓や藩法に従って生きるために家訓を生み出さないのが一般であった。このような中で例外的に学者の一部が家訓をつくることが知られているが、加賀藩の兵学者有沢永貞も後に家訓として扱われるような遺訓を元禄11年（1698）に子孫のために残していた。そして、注目されるのは加賀藩の陪臣の森田盛昌も18世紀前期の享保末年に、家訓といえる遺言を残し、これが代々子孫に受け継がれたことである。加賀藩の直臣ではない下級武士のしかも陪臣の森田家に家訓が成立したのは、盛昌がやはり学者といえる人であったことが関係しよう。

この家訓は相続を契機にして後継当主に以後、伝達され、受け継がれていったが、幕末の安政4年（1857）5月には死期を悟った当主がこの家の掟を箇条書きに整理した家掟条目書も作成したことがわかった。盛昌が文武両道をたしなみ、歴史などの著作を多数残したすぐれた学者でもあったことが子孫に彼への敬意を生んでいたことが、この継承の背景にある。そして、その後の子孫の中でも盛昌の跡を継いでいるといえるような仕事を残した9代目翠園が、盛昌の家訓を子孫によりよく伝えるために、箇条書きの家掟条目書に整理し直してみたのであった。そして、この家訓整備の背景には、幕末という社会変動の中で経済的に一段と厳しい状況に置かれた彼らの生活のあり方が存在したといえよう。さらに9代目の跡継ぎの10代目当主柿園は先代の死去後に直ちに家の掟と家掟条目書をまとめて「家のおきて」と題する家訓をまとめ直し、明治に入ってから追加禁制なる条項をこれに付加していた。彼も盛昌を一段と崇敬する子孫であり、しかも父よりも断然多くの仕事を歴史学の面で残した学者といえる人物であった。

森田家家訓の最大の特徴は、武家としての生き方、倫理についてまったく取り上げるものではない点にあった。これは中級武士遠藤高環の残した家訓とは大きく異なる点である。なお、加賀藩外の家臣の家訓として紹介されているものに、幕府旗本羽太家のものがあるが、これは人の道を学ぶことや読むべき書物などにもふれているものであり、森田家の家訓とやはり大きな違いがある<sup>(11)</sup>。森田家の者は役務にて大きな働きを行える身分ではない下級武士のしかも陪臣という地位にあり、しかも学者として召し抱えられていたわけではなかった。さらに、幕末に中央で激しく動いていた尊皇攘夷の政治潮流や藩内の改革をめぐる政治潮流と当時の森田家の当主らの関係が知られておらず、このような政治との関係のみられない彼らの生き方も関係するのではなかろうか。しかし、もちろんのことながら森田家の人々が武家としての生き方に関心がなかったわけではない。柿園や彼の父が森田家の先祖の中でも最も尊崇していた盛昌について、文武両道の生き方をした人であったことを「家のおきて」について詳しくふれていた。

さて、森田家の家訓は家の暮らしをいかに維持していくかという生活訓であったところに特徴があったが、9代目当主により整理された条目書の家訓は

初めに飲食の規制を置き、質素儉約、金銭貸借の規制という生活の仕方、暮らし向きに限定された内容の生活訓の掟となっていた。こうした下級武士の生活規範はやはり森田家にのみ成立したものではなからう。経済的に苦しい立場に追い込まれていた下級武士が、その身分や地位を確保して家を守っていくために、多くの者が選択していた生き方でもある。そして、これを明文化したものが森田家の掟といえるが、ただし盛昌の家訓のような一類・一族とも距離を保つような志向性を持つものとなると、特定の人々の間にそのような指向性が考えられるものの、これを一般化できるわけではなからう。

なお、兵学者有沢永貞の家訓は元来が「自修若壮老学術記」と題されてまとめられたものであったが、中級藩士の実学者でもある遠藤高璟が定めた天保7年の家訓はその第1条に先祖を重んじることを記載しながら、その付けたりに飢饉に限らず飯米確保について記しているように、その成立の契機が飢饉にあった。この家訓や有沢の家訓についてはあらためて別稿にて取り上げたい<sup>(12)</sup>。

## 註

- (1) かつて環境変動の問題を気候の点から検討した論文を深井甚三・田上善夫「天保飢饉期、越中氷見町の漁況と漁民」『社会経済史学』63巻5号・1998年)にてまとめている。
- (2) 大藤修『近世農民と家・村・国家』吉川弘文館・1996年、ほか。
- (3) 桑田忠親『武士の家訓』講談社学術文庫・2003年・近藤斉『近世以降武家家訓の研究』風間書房・1975年、同『総説 武家家訓の研究』風間書房・1983年、入江宏『近世庶民家訓の研究』多賀出版・1996年、ほか。
- (4) 前註(3) 近藤斉『総説 武家家訓の研究』2章4
- (5) 前註(3) 近藤斉『近世以降武家家訓の研究』解説編3章
- (6) 文部科学省重点領域研究「江戸のモノづくり」(国立科学博物館主催)に参加した深井代表編刊『石黒信由以下4代の編著書・作製地図・考案測量器具に関する調査・研究と日本近代化論』(2002-03年度報告書)『江戸時代の測量術進展と石黒信由以下4代の測量術・絵図作成法に関する基礎的研究』(2004年度)での研究や

氷見市史編纂室編刊『氷見市史』資料編絵図・地図編(2004年)がある。

- (7) 有沢貞庸筆「永貞遺訓鈔全」(金沢市立図書館玉川図書館近世史料館架蔵・加越能文庫)によれば、同書は元は折紙の反故紙の裏に記載され、しかもその袖紙の端に「遺訓抄草書」と記載されていたという。このため「自修若壮老学術記」の題は後に永貞により表題とされたものであるが、これを写した貞庸は元来家訓としてまとめられている点を重視して、「永貞遺訓鈔」と名付けたのである。
- (8) 石川県立図書館田中鉄吉文庫蔵写本
- (9) 金沢市立図書館玉川図書館近世史料館架蔵。同史料は玉川図書館が戦前に購入した文書である。
- (10) 石川県立図書館編刊『森田文庫目録』1994年の解説と藤島秀隆・鈴木雅子「加賀藩の郷土史家森田柿園とその系譜」『金沢工業大学研究紀要』B11号・1998年。

次の本文二節における森田家とその当主の記述は上記両文献も参考にしたことを断っておきたい。

- (11) 前註(1) 近藤斉『総説 武家家訓の研究』2章4。
- (12) 有沢永貞の「永貞遺訓鈔」をまとめた子孫の有沢兵学を継承した貞庸は永貞の子、武貞や武貞の子貞幹の遺訓を「続遺訓抄」の名でまとめたことを「永貞遺訓鈔」に記している。残念ながら同書は見えていないので、今後探したい。

(2009年11月18日受付)

(2009年12月22日受理)